

人に危害を与えない 武器の使用

S・Aとリンク!!
TOPのS・A[8]、
TOP・MPDのS・A[10]を
一緒に勉強しよう!



警察官は、犯人の逮捕若しくは逃走の防止、自己若しくは他人に対する防護又は公務執行に対する抵抗の抑止のため必要であると認める相当な理由のある場合においては、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができる(警職法7条本文)。

武器の意義

「武器」とは、人を殺傷する能力を有する器具をいう。警職法7条にいう「武器」とは、警察法に基づき、警察官が所持することを認められた「小型武器」をいい(警察法67条)、具体的には、拳銃やライフル銃等を指す。

要件

危害を与えない武器の使用要件は、① 犯人の逮捕若しくは逃亡の防止、② 自己若しくは他人に対する防護、③ 公務に対する抵抗の抑止、のいずれかの場合であって、客観的に見て必要と認められるときに限られる。

1 犯人の逮捕若しくは逃亡の防止

(1) 犯人の逮捕

「犯人」とは、逮捕、勾留、勾引・収容の対象となる被疑者、被告人及び刑確定者をいう。

ア 逮捕 — 通常逮捕、緊急逮捕及び現行犯逮捕をいう。

イ 勾留 — 被疑者に対するものと、被告人に対するものがある。

ウ 勾引・収容 — 「勾引」は被告人に対するもの、「収容」は刑確定者に対するものをいう。

(2) 逃走の防止

ア 警察官による身柄の拘束から逃れるため、その実力の及ばないところへ離脱しようとするのを防止する場合

イ 一旦身柄を拘束された者が警察官の実力支配から離脱しようとするのを防止する場合

2 自己若しくは他人に対する防護

- (1) 自己 — 職務執行中の警察官本人をいう。
他人 — 当該警察官以外の者をいう。
- (2) 防護 — 自己若しくは他人の身体[○]の安全を確保することである。

3 公務執行に対する抵抗の抑止

- (1) 公務執行 — 警察官の適法な職務の執行をいう。
- (2) 抵抗 — その職務執行を妨害する行為をいう。
- (3) 抵抗の抑止 — その妨害行為を排除することをいう。

武器使用の必要性

「必要であると認める相当な理由がある場合」について、必要性の有無は、警察官個人の主観的判断では足りず、客観的に判断される。

警棒等を使用するなど他の手段がないと認められる場合
であることは、必ずしも必要ありません。



武器使用の許容限度

「その事態に応じ合理的に必要と判断される限度」について、武器を使用する場合、その必要性と相手の受ける不利益(畏怖心)との比例が、とりわけ強く求められる(警察比例の原則の趣旨)。

「判断」に必要な「事態の具体的な状況」

武器使用の許容限度の判断は、以下に掲げる事態の具体的な状況を前提とした合理的なものである必要がある。

- ① 犯人の行動
- ② 犯罪の態様や罪質
- ③ 危害の内容・軽重・切迫性
- ④ 警察官側の体制
- ⑤ 武器の使用態様
- ⑥ 場所、時間その他周囲の状況 等



解答

本事例の甲男には、**暴行によらない傷害行為**が認められ、**傷害罪**の刑責を負う。



人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する(刑法204条)。

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する(刑法208条)。

傷害罪、暴行罪

1 傷害罪

他人の身体に**傷害**という結果を発生させることによって成立する罪をいいます。傷害とは、人の**生理的機能**に障害を与えること、すなわち、人の健康状態を不良に変更することをいうと解されています(**生理機能障害説**)。創傷や擦過傷等の外傷だけでなく、胸部疼痛、嘔吐、失神、病気の罹患等も傷害に含まれます。

2 暴行罪

他人に**暴行**を加えたにもかかわらず、その者を**傷害**するに至らなかった場合に成立する罪をいいます。暴行とは、**人の身体に対する不法な有形力の行使**とされています。

傷害罪の故意

1 暴行を手段とする場合

- (1) 当初から**傷害**の故意を持って暴行を加え、**傷害**を負わせた場合は、傷害罪が成立します(**故意犯**としての傷害罪)。
- (2) 暴行を手段とする場合における傷害罪の故意は、**暴行**の故意があれば足りません。このため、**暴行**の故意で人を殴り、結果的に**傷害**を負わせた場合は、傷害罪が成立します(**暴行罪の結果的加重犯**としての傷害罪)。

2 暴行を手段としない場合

暴行を手段としない場合は、**傷害**の故意(**傷害の認識・認容**)が必要となります。例えば、他人を欺いて毒物を食べさせる行為は暴行ではありませんが、それによって中毒を生じた場合、**傷害**の故意があれば、**傷害罪**が成立します。



A女がストレスにより日常生活を送れなくなるかもしれないことを認識・認容していたことから、**傷害罪**の**未必の故意**が認められるね。



傷害の態様

1 暴行による傷害

傷害は、通常**暴行**という**有形力の行使**によって生じます。例えば、殴る、蹴る、木刀でたたくななどの行為によって傷害を負わせる場合等がこれに当たります。

2 暴行によらない傷害

暴行(有形力の行使)によらない**傷害**によっても**傷害罪**が成立する場合があります。



判例

心的外傷後ストレス障害(PTSD)と傷害罪

不法に被害者を監禁した結果、被害者が、医学的な診断基準において求められている特徴的な精神症状が継続して発現していること等からPTSDを発症したと認められる場合は、同障害の発生は、刑法にいう傷害に当たる(最決平24.7.24)。



嫌がらせ電話をかけた結果、A女にPTSDを負わせるに至っているから、甲男の行為は、**暴行(有形力の行使)**によらない**傷害行為**に当たるね。

